

第30回入善町農業委員会議事録

令和8年1月13日午後1時30分から第30回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第106号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第107号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、改めまして新年あけましておめでとうございます。各委員におかれましては、令和8年を清々しい年としてお迎えになったとお喜び申し上げます。昨年中は農業委員会の活動に対しまして、深いご理解とご尽力いただきましたことを感謝申し上げます。また、課長をはじめとする事務局長、事務局員に対しまして、昨年はお世話になりました。本年もまたよろしく願いいたします。各委員におかれましては、任期中は残り6回の総会となり、半年となりました。6か月の間ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。皆さんもご存じのとおり、世界情勢も混沌としている中で、いつ戦争が起きてもおかしくない状況であり、私たちが日本において農業をやっていくには、世界情勢も含めて非常に厳しい状況にあります。未だに高齢化が進み、担い手不足の中で、どうやって農地を守っていけばよいかというところに苦心しなければならないところにありますし、また、令和の米騒動と言われていることが、未だに続いています。〇〇〇新聞や〇〇新聞あたりも特集を組んで、原因の究明の中で記事を書いており、これから農業者の皆さんのところに取材等があるかと思いますが、どうしてこうなったのかということをもマスコミを通じてでも、はっきりと原因を究明していく、探求していく、そして、どのような農業であるべきかをしっかり見極めていくことできる、そういった記事の内容を期待しています。農業委員会としましては優良農地の確保ということが大前提にあります。これからの厳しい農業情勢の中で、いかに農業者の皆さんに寄り添いながら、関係連携を取りながら地域の実情に即した取り組みを行って

いかなければならないと思っております。委員各位にはこれからもご尽力、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。結びになります。各委員のご健勝とご多幸、そしてそれを支えるご家族皆さんのご健康を祈念いたしまして、新年冒頭のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番坪野委員と14番前田委員に決定いたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町春日〇〇〇、〇〇〇の2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,532㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町春日〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。この申請地は〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、亀田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町春日〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は142㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町春日〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町春日〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。
この申請地は先ほどの申請番号1番の春日〇〇と2筆で一枚の農地であり、〇〇さんが耕作しており、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、亀田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,272㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町舟見〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町舟見〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。
この申請地は〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、上野委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、2番を続けて亀田委員をお願いします。

亀田委員

事務局から説明のあったとおりで、特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号3番、上野委員をお願いします。

上野委員

事務局から説明のあったとおりで、譲受人の〇〇〇さんは南側も耕作されていまして、下の方にある倉庫まで拡大したいとのこと。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

小林職務代理者

確認ですが、富山市にお住まいですが、自作地はどのように耕作されていますか。

事務局

農地台帳上は自作地としてできていますが、実際は全面的に委託している状態です。今後、今回の議案のように所有権移転していくものと思われます。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第105号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第106号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第106号 農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請人は〇〇〇〇さん、申請地は入善町若栗新〇〇〇、地目は畑、面積は119㎡、転用理由は住宅敷地の拡張です。

申請人の〇〇〇さんは、申請地を畑として利用していましたが、平成13年頃に住宅を増築した際に、南西からの風が強いため、風よけ及び道路からの目隠しを兼ねて植栽し庭として利用を始めました。その際に農地転用の手続きをとっていなかったため、今回、是正するべく始末書をつけての申請になりました。

〇〇さんは現在も地域の担い手として農業経営を行っており、申請地に隣接した宅地は、風よけの植栽、現在お住まいの住宅と農作業用の納屋、農業機械の洗い場、来客用駐車場として利用しています。

申請地は、風よけ・目隠しのほか、冬期間には敷地内の雪捨て場として利用しており、生活に必要な面積です。

なお、申請地の排水については、自然浸透であります。

申請地は、昭和47年3月15日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、安藤委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、安藤委員お願いします。

安藤委員

申請人の〇〇さんと現地確認をしてきました。〇〇さんに確認したところ、50年以上前からこの状態だったと聞いています。〇〇さんは結婚を機にこちらに来られ、その当時からこの状態だったと聞いています。問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

前田委員

申請地はこの部分だけですか。

安藤委員

今回の申請はこの部分だけですが、他にも相続で畑があります。〇〇〇番地の下に鉄塔がありますが、そこらへんも含めて今後申請していくという話も聞いています。

議長（米山 義隆）

つまり、50年前からこの状況だったということですね。鉄塔については初耳なので、今後の話ということで聞いておきます。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第106号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第107号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件ついてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回（3月、6月、9月、12月）ですが、今回は12月受付分の申請で、軽微変更が2件、農振除外が1件あります。

軽微変更は、農業用施設のために農地を利用する場合、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きのことを言います。軽微な変更のため、県知事の同意などの手続きは省略されます。

軽微変更の申請番号1番。変更対象地は入善町西中〇〇〇の一筆、地目は田、面積は724㎡です。申請地の位置図は8ページをご覧ください。願出者は入善町西中〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は入善町西中〇〇〇の農事組合法人〇〇〇〇さんで、変更後の用途は農作業場敷地です。

譲受人の農事組合法人〇〇〇〇さんは、水稲及び大豆を中心に現在約16haを経営する農業法人です。現在、西中〇〇〇〇にある農作業場を利用していますが、老朽化しており手狭であることから、隣接している申請地に自己所有の農作業場を建設する計画を立てました。

申請面積は724㎡で、建物面積は108㎡、乾燥機3台、糶摺り機1台、計量器3台、色彩選別機1台を配置し、業務用車両3台、組合員の駐車場7台分となっており、必要最小限の面積です。雨水排水は北側の隣接する排水路に排水します。

なお、残地として残る農地ですが、東側は引き続き農事組合法人〇〇〇〇さんが耕作する予定であり、西側は願出者の〇〇〇〇さんが自作地として耕作する予定です。

要件の確認としては、目的が農作業場敷地であるため、作業の効率化を図るには施設を集約させる必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

田中委員

そうです。

小林職務代理人

それと事務局に確認ですが、今回の軽微な変更については5条案件で出てきますか。

事務局

200㎡を超える場合、転用申請が必要であり、5条申請が出る予定です。

小林職務代理人

前も事務所の申請をしたんですが、200㎡未満なら軽微変更だけで転用不要ということによろしいですか。

事務局

そうですね。4条なら転用不要です。

議長（米山 義隆）

除外申請の〇〇さんは〇〇さんと親戚関係ですか。

事務局

〇〇さんは〇〇さんと親族になり、〇〇さんから〇〇さんに売却したということです。

前田委員

先ほどの説明だと、〇〇さんが敷地を拡張して、〇〇さんが購入した際に判明して、それを適正に是正するということですか。

事務局

その通りです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第107号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和8年2月10日火曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業者等と農業委員会との意見交換会について）

事務局

(新年会について)

議長 (米山 義隆)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長 (米山 義隆)

ないようですので、これをもちまして、第30回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年2月10日火曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時10分)

--